

1 日本国憲法の基本原理 (p. 68-69)

氏名

(1) 基本的人権

(1) 日本国憲法上で「侵すことのできない永久の権利」として保障されている権利とは何か答えよ。

(2) 大日本帝国憲法
(明治憲法)

(2) 1889年に天皇によって制定された、プロイセン(現在のドイツの一部)の憲法を手本につくられた日本における根本的な法令を何というか答えよ。

(3) 臣民

(3) (2)の法令の下で、天皇に仕えるものとして、法の範囲内で自由や権利を認められていた国民のことを何というか答えよ。

(4) 欽定憲法

(4) (2)のような、君主により制定された憲法を何というか答えよ。

(5) 統帥権

(5) (2)の下において、天皇がもっていた陸海軍の指揮権や命令権のことを何というか答えよ。

(6) ポツダム宣言

(6) 第二次世界大戦で敗北した日本が1945年8月に受諾した、戦後の降伏条件を定めた宣言(文書)とは何か答えよ。

(7) 国体護持

(7) (6)に示されていた戦後の民主化政策の見通しを立てるなかで、当時の政府が天皇の地位や権威を保全しようとしたことを何というか答えよ。

(8) 象徴天皇制

(8) 天皇は日本国と日本国民統合の象徴であり、その地位は、「主権の存する日本国民の総意に基く」とした戦後の天皇制のことを何というか答えよ。

(9) 国事行為

(9) 憲法改正、法律、政令および条約の公布、国会の召集、衆議院の解散など、内閣の助言と承認により、行われる天皇の行為を何というか答えよ。

(10) 国民投票法

(10) 憲法第96条に定められた憲法改正のための、国民投票に関する手続きを定めた法を何というか答えよ。